

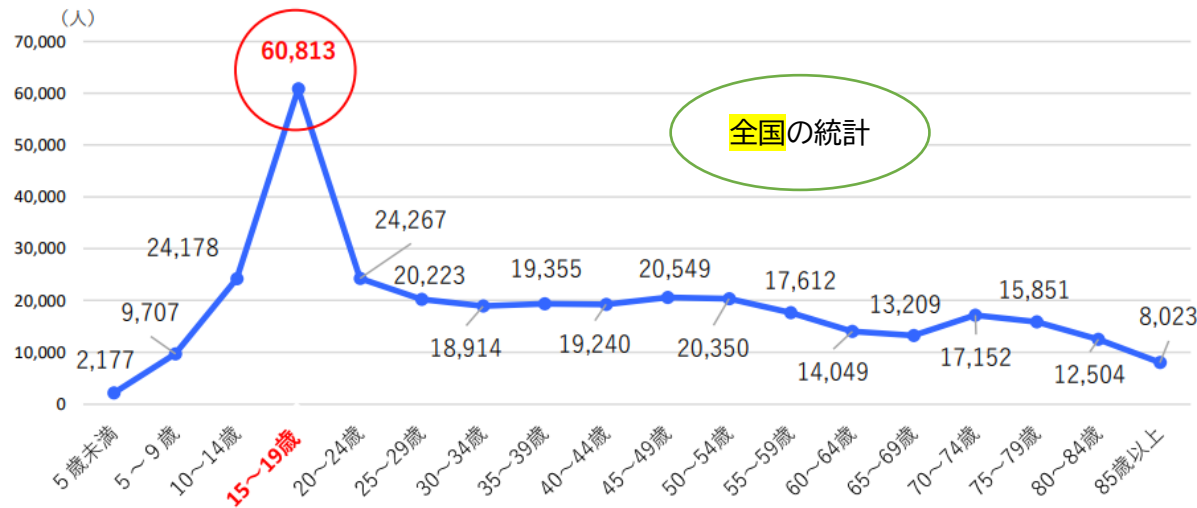
函館市における交通事故のうち自転車の関与する事故

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
交通事故件数 [総数] (件)	709	644	584	500	365	450	415	408	422	472
車両対自転車 (件)	125	108	101	99	76	68	103	89	86	93
交通事故全体に占める割合 (%)	17.6	16.8	17.3	19.8	20.8	15.1	24.8	21.8	20.4	19.7

※注)「車両対自転車」は、「自動車対自転車」と「自転車同士」の数値

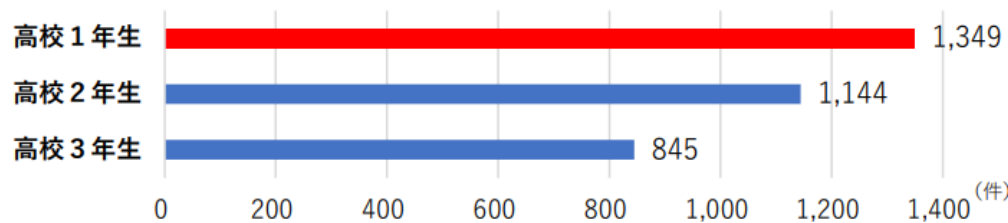
出典:函館市 HP(市民部 交通安全課) [安全な自転車運転を | 函館市](#)

○ 年齢層別自転車乗用中死傷者数 (R2~R6合計)

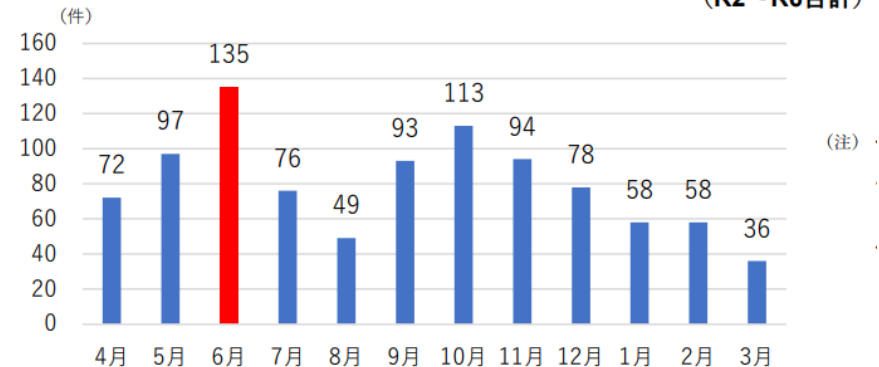


出典:「自転車の交通安全教育 ガイドライン」より
自転車の交通安全教育の充実化に向けた
官民連携協議会(令和7年12月)

○ 学齢別の自転車事故における死亡・重傷事故件数 (R2~R6合計)



○ 高校1年生の月別登下校及び学業中の自転車事故における死亡・重傷事故件数 (R2~R6合計)



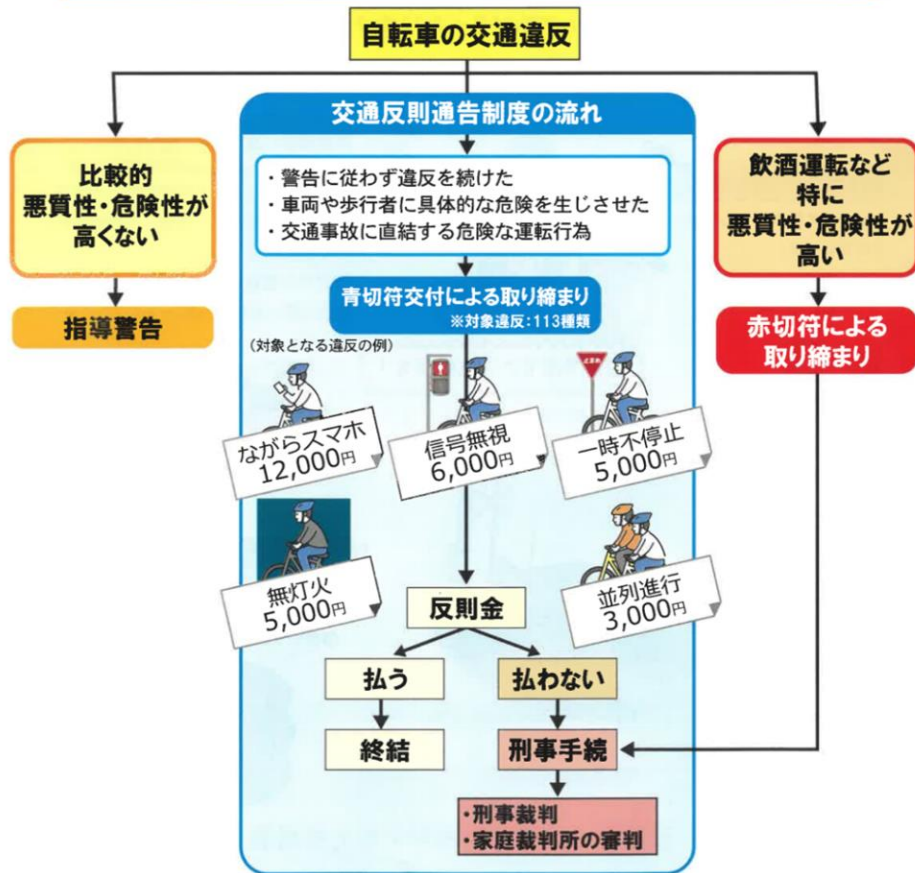
(注)

2026年4月から

自転車の交通違反に対する 交通反則通告制度 (= 青切符) が始まります

どんな制度？

16歳以上の運転者が一定の違反行為をした場合、反則金を納付することで刑事罰が免除される制度



自転車を安全に利用しましょう！！

・自転車は原則、車道の左側を通行

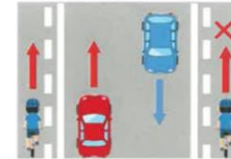


・歩道通行は特別な場合だけ

○歩道通行可の標識があるとき

○車道通行が危険な場合 (工事中、車と接触する危険がある…など)

・路側帯も左側を通行



- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 (スピードを出さない)
- ・安全ルールを守る (一時停止, 安全確認, 信号を守る 等)

新生活が始まると、自転車での活動が多くなります。基本的な交通ルールをしっかりと守るとともに、下記の事にも注意し、気をつけて乗車しましょう。

持ち物が多い時は注意！！
ふらついて転倒したり事故につながります。

並列進行 違反
並んで走るのは危険です！
1列で走行しましょう。

交通事故に遭ったら、起こしたら…

- ・警察 (110番) と負傷者がいる時は消防 (119番) に連絡して救急車を呼びましょう。
- ・学校や保護者に連絡しましょう。
- ・事故処理の手続きが終わるまでその場で待ちましょう。

暗くなったらライトをつけましょう。
自分が見るためだけでなく、他者から気付いてもらいやすくなります。

踏切では
バーが下りてくる手前で止まり、安全を確認しましょう。
線路のレールに車輪をとられて転倒したり、側を通る車との接触のおそれがありますので、十分に注意して走行しましょう。

無灯火 違反

出典： 函館市・函館市交通安全推進委員会

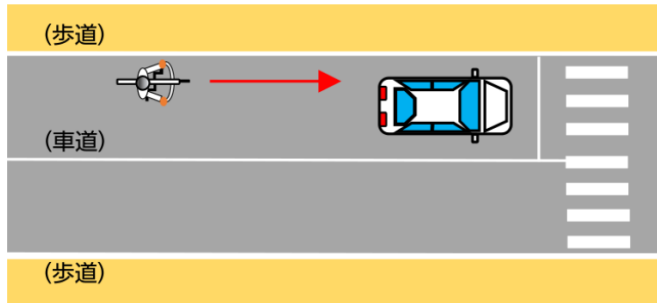
自転車安全利用五則

01 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車道が原則、左側を通行

道路交通法上、**自転車は軽車両**と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは**車道通行が原則**です。

<歩道と車道の区別がある場合>
原則、車道の左側通行



国道278号線(漁火通り)の道路標識 撮影:高橋千晶

歩道は例外、歩行者を優先



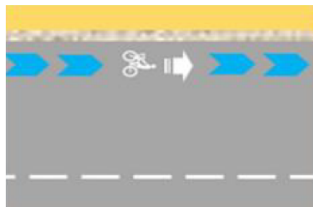
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行します。また、歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しましょう。

道路標示等がある場合は
道路標示等に従う

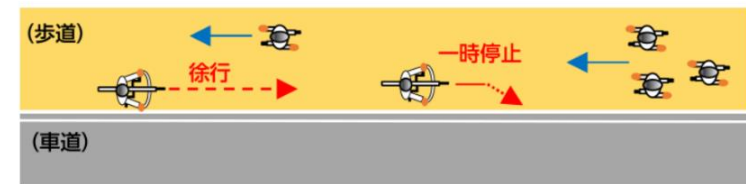
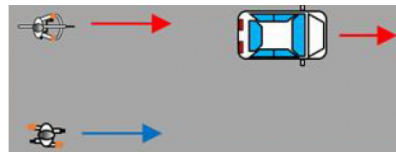
歩道がない場合は
左側通行



普通自転車専用通行帯



矢羽根型路面表示



※歩道を通行できる自転車は、長さ190cm以内及び幅60cm以内といった基準を満たす普通自転車に限られます。

出典：消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省 五省庁連名ポスター

仙台市啓発カード(裏)

仙台市啓発カード(表)

出典：仙台市HP 化学物質過敏症 啓発ポスター・啓発カード

仙台市教育委員会

「化学物質過敏症」の理解のために
～学校ではどんな対応が必要でしょうか?～



1 いわゆる化学物質過敏症とは?

極微量の化学物質に反応することによって生じる健康被害を言います。未だに病態や発症メカニズムが明確になっていません。

特定の化学物質に過敏に反応する場合は、物質そのものを避ければ、ある程度の学校生活は可能です。しかし、多種類の化学物質に過敏な場合は、予防的な取組では対応できないこともあり、個に応じた対応も必要になる場合があります。原因が明確ではないこと、個人差があるため、周りから理解と協力が得られず、学習に困難をきたしているケースがあることに留意が必要です。

シックハウス症候群との違いは?

シックハウス症候群とは、学校の新築・改築・改修時に建材や施工材、机・椅子等の備品から発生する化学物質や教材・床ワックス・洗剤・殺虫剤等に含まれる特定の化学物質により、アレルギー症状を引き起こしたり、既往症が悪化したりするものです。

他の要因として、温度・湿度及び気流等環境因子やダニやカビによって発症したり、悪化したりすることもあります。

いわゆる「化学物質過敏症」に比べると、症状の現れ方に個人差が少なく、集団発生することもあります。原因となる化学物質が明確になりやすいため、換気等を行い、時間経過とともに原因物質の濃度を低減させたり、原因物質を除去したりすることで、通常の学校生活は可能です。

2 原因となる可能性のあるもの



柔軟剤、芳香剤などの強い香りを伴う製品が多く流通するようになり、それによって様々な症状が出現することから、最近では、「香害」と呼ばれることもあります。

3 化学物質過敏症の症状(例)



自律神経症状(異常発汗)や精神症状(不眠・不安・うつ状態)・記憶困難・集中困難・価値観や認識の変化)等、同時または交互に出現すると言われています。

4 個別対応の基本的な留意点

(1)「化学物質過敏症」の児童生徒への配慮

原因となる物質や量、症状が多様多様ですので、まずは、担任等の関係教職員が保護者の話をしっかりと聞き、子どもの症状や状況に理解を示したうえで、個別の配慮を行うことが大切です。面談時は、使用する部屋の状況についても「この部屋は大丈夫ですか?」等の声掛けを行います。重症度によっては、学校全体や教育委員会との連携が必要になることもあります。

(2)重症度に応じた対応について

- ※児童生徒の個々の状態(症状)等によって対応が異なります。(予想される対応例)
- 座席の位置⇒室内の場所によって症状が違ふことがあります。子どもを実際に座らせてみて、授業ができるかどうか確認することも有効です。その際、周りの子どもたちに説明が必要です。
- 教室以外の部屋の確保⇒教室にいられない場合には、一時的に避難できる教室やスペースが必要になります(注:保健室は薬品等の匂いのため逆に症状が悪化することがあります)。
- 学校の修繕時⇒事前に保護者へ修繕内容や使用する成分等を連絡し、理解を得ることも必要です。
- 校外学習等では、計画の段階から保護者へ周知し、緊急時の対応方法等についても十分に協議することが必要です。



5 日常の予防及び留意点

(1)換気にあたって

- ◎入室時⇒化学物質による反応を避けるためには、教室内の換気を十分に行うことが大切です。特にコンピュータ室、理科室、音楽室等の特別教室や休日明けの教室は、換気が不十分となっている可能性もあることから、使用開始前からの十分な換気に留意する必要があります。
- ◎天候の良い時⇒教室の両側の窓や廊下の窓等を開けて積極的に換気を行い、空気の流れが生じるようにすることが大切です。
- ◎暖房時の換気⇒冬季における室内は暖房による空気の汚れも生じることから、休み時間等定期的に窓を開けて換気をする必要があります。
- ◎理科室及び保健室の薬⇒保管場所及び容器の密閉性に配慮が必要です。
- ◎換気設備の点検・清掃⇒機械の汚れやほこりによる空気の汚染を防ぐためにもこまめに清掃することが大切です。

(2)ワックスがけにあたって

ワックスの成分には、トルエン、キシレン等揮発性有機化合物を含むものがあります。ワックスがけが必要な場所については、可能な限り長期休業中に行い、休業明けまでの間に十分な換気を行うように留意する必要があります。

(3)殺虫剤等の使用にあたって

衛生害虫等の生息が認められた場合には、児童生徒の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うようにする必要があります。特に、校地内の樹木では、害虫の発生を最小限にとどめるために日々の剪定等が有効です。

- ※やむを得ず殺虫剤等を使用する場合
- 事前に、使用目的、日時、薬剤の種類、使用方法等を教育委員会と相談の上、児童生徒、保護者及び近隣住民にも知らせ、理解を求めることが大切です。(例)学校だよりや保健だよりの活用
- 殺虫剤等の使用は、必要最低限の範囲と量とし、長期休業中に行うといった配慮も必要です。
- 使用後は、児童生徒が薬剤使用場所に立ち入らないように注意することが必要です。

(4)トイレの芳香・防臭剤の使用にあたって

トイレ消臭のための芳香・消臭剤は、可能な限り使用しないようにしてください。

(5)受動喫煙について

学校は、敷地内全面禁煙になっています。防煙防止教育の一層の推進をお願いします。



(6)学校用備品購入等に関して

新規の家具、備品や教材等の購入にあたっては、揮発性有機化合物の放散量や含有量に配慮が必要です。設置前後に室内濃度を測定することで、家具が原因であるかの判断が可能になります。使用していない教室で仮置きし、放散させることも有効です。十分に換気することが重要です。

2019年4月作成

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 参議院 文教科学委員会 (令和7年6月10日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

※衆議院文部科学委員会においても附帯決議あり

- 一、教育職員の時間外在校等時間を令和十一年度までに一箇月当たり平均三十時間程度に縮減するという本改正法附則第三条第一項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、一箇月当たり三十時間程度までは時間外在校等時間を認めるとい趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。
- 二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第六条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。
- 三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。
- 四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。
- 五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。
- 六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。
- 七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員のサービスを監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のみで責務とするのではなく、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となって、強力に推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。
- 八、労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。
- 九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。
- 十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、三分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。